

「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」の概要

1. 現状と課題

1 参加する市民の側から見た現状と課題

- (1) まちづくり活動への参加経験がない市民が約6割(平成18年8月)
- ・参加したい思いがあっても、参加に結びついていない
 - ・「多忙」、情報不足」、「きっかけつかめず」が主な不参加理由
- (2) 懸念される市民のつながりの希薄化
- ・市民同士のつながりの中で、安心感を持って住めるまちづくりが必要
- (3) コミュニティ活動の活性化には、参加しやすい環境が必要
- ・コミュニティ活動の参加要素は、時間、活動内容、責任

2 活動団体側から見た現状と課題

- (1) まちづくり活動団体の現状
- ・団体数は増加傾向だが、会員10人未満の小規模団体や9年以下の活動年数の短い団体が多い(町内会を除く)
- (2) 情報、人材、活動の場、財政などの広範な活動上の課題
- ・活動を支える人材確保・養成が課題
 - ・打合せや作業等を行う活動の場が必要 など

2. 計画の目的

「札幌市市民まちづくり活動促進条例」に基づいて、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのもので、条例の目的を実践する拠りどころとして、また、市民、事業者及び市がその目標を共有して、一体となり、まちづくりを進めることを目的としている。

3. 計画期間

平成21年5月から平成26年3月までとする。(5年間)

4. 基本目標

基本目標

「豊かで活力ある地域社会の発展のために」＝「市民が市民の活動を支える“まちづくりの札幌スタイル”の構築」

- 【目標1: 多くの市民のまちづくりへの参加促進】
- 【目標2: 多種多様な市民まちづくり活動の充実と発展】
- 【目標3: 市民まちづくり活動の連携促進】
- 【目標4: 自主的・自律的な市民まちづくり活動の拡大と地域力強化】

5. 重点施策

〔重点施策1〕多くの市民のまちづくり参加促進

さらに多くの市民にまちづくり活動へ参加してもらうために、参加のきっかけづくり、必要な人が必要なときに必要な情報を得られ、誰もが気軽に参加できる仕組みづくりなどを進める。また、子どもから高齢者まで、年齢に応じた参加ができるよう、多様な参加の機会を提供する。

〔重点施策2〕市民まちづくり活動を支える人づくり

まちづくりは人づくりといわれるように、まちづくり活動を促進するためには、担い手の育成が重要である。市民のまちづくりに関する学習への要望は多種多様であるとともに、団体が求める人材もさまざまであることから、個人や団体の状況に対応したきめ細かな支援が必要となっている。このため、まちづくりの担い手を基礎から応用、実践まで、段階的に育成する事業を総合的に実施する。

〔重点施策3〕活動の場となる施設の機能強化

まちづくり活動をさらに促進するためには、公共、民間を問わず地域に根ざした施設で、まちづくり活動への支援をより一層充実させていく必要がある。幅広い内容のまちづくり活動を的確に支援していくため、施設機能の総合的な強化を継続的に目指す。

〔重点施策4〕市民まちづくり活動の多様な連携を促進

まちづくり活動団体がお互いにつながり合い、連携して活動することにより、情報やノウハウの共有が図られ、それぞれの団体の活動の充実に結びつくなどの相乗効果が期待できる。このため、団体間をはじめ、個人と団体、企業と団体の交流、連携、協働を活発にするイベントやきっかけづくりを推進する。

〔重点施策5〕企業による社会的課題解決型事業の促進

少子高齢化、環境、地域安全など、今日のさまざまな社会的課題に対応するためには、行政をはじめ、市民、まちづくり活動団体、企業が、しっかりと役割分担し、時には連携して取り組むことが必要となっている。このため、企業や活動団体が、社会的課題に向き合い、双方の資源や強みを生かしながら、協働により、課題解決のための活動ができるような環境づくりを行う。

〔重点施策6〕地域における多様なふれあいの場の創出

地域におけるまちづくり活動のさらなる活発化のためには、より身近な場所で気軽に集い、交流できる場や機会の存在が重要である。そのようなふれあいの場や機会は、コミュニティの活性化を促すとともに、市民同士の支え合い、地域のまちづくりに関する情報交換・活動の拠点となっていくことが期待される。このようなことから、地域で取り組まれている多様な交流の場や、誰もが参加できる場がさらに広がっていくことを目指した、地域の自主的な交流の場づくりの支援を行う。

〔重点施策7〕市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成

寄附は、善意の資金により、まちづくり活動団体を応援・支援するという点で、まちづくりへの参加の一つの形である。直接、まちづくり活動に参加できなくても、寄附を通じて誰でも気軽に団体の活動に参加していることになる。市民まちづくり活動促進基金(愛称「さぽーとほっと基金」)は、市民の皆さんからの寄附を原資にして、基金に登録している団体の活動に助成金を交付する仕組みである。「寄附」という形で市民が市民を支える「寄附文化」の醸成を図るため、「さぽーとほっと基金」の多様な寄附受入れの仕組みをつくるとともに、市の他の基金制度等との連携による総合的な取り組みにより、寄附文化の醸成に努める。

6. 計画展開の基本的視点

- ・多くの市民がまちづくりに参加するためにはどうすればよいか(市民参加)
- ・市民・団体が活動をより充実させるにはどうすればよいか(活動の充実・発展)

「札幌市地域福祉社会計画」の概要

1. 現状と課題

本市では、平成7年に札幌市地域福祉社会計画を策定し、平成15年に改定を行い現在の計画としており、今回、平成24年度からの改定作業を行い、通算で3期目の計画とする予定である。

平成15年に改定した現在の計画に基づき、この間、福祉のまち推進センターを中心とした見守り活動や相談事業の充実をはじめ、地域福祉関係事業の推進に努めてきた。

しかし、現計画策定時から9年が経過し、本市の高齢化率も15.7%から平成23年度には20.5%と5%近く伸びており、さらに24年度には21%に達し、「超高齢社会」に突入することが予想され、本市においても、いよいよ本格的な少子高齢社会の到来を迎える状況となっている。

このような状況を背景として、福祉課題も年々多様化・複雑化してきており、現在のサービスの充実を図るだけでなく、公的サービスだけではサービスが不足している方や、公的サービスの利用に自らつながることができない方への対応など、よりきめ細かな地域福祉環境の充実が必要な状況にもなっている。

このような変化に対応するため、新計画では、それぞれの事業を一層推進するとともに、関係する事業や団体を「もれなく、きれめなく、すきまなく」つなぐことで、「地域組織」「サービス提供者」「公的機関」などのつながりを強化することにより、多様化したニーズにも対応していける体制を構築していく。

2. 計画の目的

すべての市民が、生活の拠点である住み慣れた地域で、家族や隣近所との温かなきずなを保ちながら、地域の一員としてのつながりを持ち、共に生き支えあうことによって、安心した生活を送ることが重要である。

この計画は、幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政などとの協働のもとに、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」を実現することを目的とする。

3. 計画期間

平成24年度から平成29年度までとする。（6年間）
なお、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを検討する。

4. 基本理念と計画目標

基本理念である「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」を実現するため、以下の3つの計画目標を掲げ、地域福祉を推進していく。

- 【Ⅰ 市民の支え合いによる地域福祉の推進】
- 【Ⅱ 地域で「もれなく、きれめなく、すきまなく」福祉サービスが利用できる仕組みづくり】
- 【Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備】

5. 重点施策

【計画目標Ⅰ 市民の支え合いによる地域福祉社会の推進】

- 基本目標1 福祉の意識を高める仕組みの推進
 - ・基本施策(1) 地域福祉活動への意識啓発と参加の促進
主な取組: 地域活動の普及啓発の強化、各世代のニーズに合わせた研修、生涯学習体制の充実等
 - ・基本施策(2) 地域住民の主体的参加の促進
主な取組: ボランティアセンターの機能充実、研修の成果を活動につなげる仕組みづくり等
- 基本目標2 地域における支え合いネットワークの推進
 - ・基本施策(1) 地域での支え合い活動の活性化
主な取組: 地区福祉のまち推進センター活動の充実・活性化、地域サロンなどの充実・活性化等
 - ・基本施策(2) さまざまな地域資源をつなぐネットワークの推進
主な取組: 地域のネットワークづくりの推進、各種地域組織の連携強化等

【計画目標Ⅱ 地域で「もれなく、きれめなく、すきまなく」福祉サービスが利用できる仕組みづくり】

- 基本目標1 身近な地域で福祉・保健・医療の相談ができる体制の確立
 - ・基本施策(1) 福祉・保健・医療に関する情報の集約と活用
主な取組: 福祉・保健・医療をはじめとした必要な情報の集約、横断的に情報を活用できる仕組みづくり等
 - ・基本施策(2) 福祉・保健・医療に関する相談機能体制の整備
主な取組: 関係機関との連携とフォローアップ体制の充実、各種相談機関の機能充実等
- 基本目標2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立
 - ・基本施策(1) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進
主な取組: 地域におけるニーズの把握の充実、地域のさまざまな機関が協働できる仕組みづくり等
 - ・基本施策(2) 多様な福祉課題に対応するためのサービス提供体制の推進
主な取組: ボランティア団体やNPO法人などとの連携、日常生活自立支援事業、成年後見制度の推進等

【計画目標Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備】

- 基本目標1 地域で安心して暮らせる環境の整備
 - ・基本施策(1) 安全・安心な地域生活のための環境の充実
主な取組: 福祉のまちづくり条例に基づく各種施策の推進、福祉除雪事業の推進等
 - ・基本施策(2) 災害時に備えた体制の整備
主な取組: 災害時要援護者避難支援対策の普及・啓発、災害ボランティアセンターの機能充実等
- 基本目標2 福祉活動を活発にするための体制の推進
 - ・基本施策(1) 地域福祉に関する情報の共有化
主な取組: 地域のさまざまな資源の共有化の推進、個人情報の適切な取扱いについての理解促進等
 - ・基本施策(2) 福祉に携わる人材の発掘・育成
主な取組: 元気な高齢者への働きかけを中心とした人材発掘、各種ボランティアの養成等

6. 計画展開の基本的視点

計画の目的である「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」を実現するためには、行政ばかりでなく、市民、事業者などが、それぞれの特性を理解しながら、役割を分担して「協働」のもとで、地域福祉を推進していく。

「札幌市高齢者保健福祉計画・札幌市介護保険事業計画」の概要

1. 計画策定の背景

わが国の人口構造の高齢化は世界に例のないスピードで進み、いわゆる団塊の世代がすべて65歳に到達する平成27年には、高齢化率は26.9%となり、さらに、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、高齢化率は30.5%と、国民の約3割が高齢者になると予想されている。

札幌市においても高齢化率は年々上昇を続け、平成23年10月で、20.7%、平成24年中には、高齢化率が21%を超えて、いわゆる超高齢社会に突入する見込みとなっている。さらに、平成27年には、高齢化率は24.8%と市民の約4人に一人が高齢者となるものと予想され、超高齢社会におけるさまざまな問題に対して、的確に対応していく必要がある。

2. 計画の目的と法的根拠

「札幌市高齢者保健福祉計画・札幌市介護保険事業計画」は、高齢化の進行を踏まえて、札幌市が取り組むべき高齢者の保健福祉施策を明らかにするとともに、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために定めるものである。

両計画は、前期計画の実績を踏まえながら、団塊の世代がすべて高齢者となる平成27年度以降における「地域包括ケア」（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制）の実現を視野に入れて、その取組の充実・強化をスタートさせる計画として、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものとする。

なお、老人福祉法及び介護保険法では、この2つの計画を一体のものとして作成することとされている。

3. 計画期間

平成24年度から26年度までとする。（3年間）

4. 基本目標

【基本理念】

『いくつになっても自らの意思で人生を決め、行動し、地域の支え合いの中で、社会を構成する一員としてお互いに尊重しあい、長寿の喜び感じることができる、明るく健やかな、活力ある高齢社会の実現』としている。

この基本理念の実現に向けた、より具体的な目標として以下の4つの計画目標を設定する。

- 1 生きがいや誇りを感じることができる生活の確保
- 2 安全で安心して暮らすことのできる環境づくり
- 3 住み慣れた地域におけるサービスの包括的・効果的な提供
- 4 市民・地域の連携強化

5. 計画展開の基本的視点

各施策の推進に際して、常に念頭に置くべき事柄として以下の4つの視点を設定する。

- 1 高齢者の多様化
- 2 高齢者が躍動する社会の構築
- 3 まちづくりとの連携
- 4 札幌の特性を踏まえた施策の展開

6. 重点施策（施策の体系と主な取組）

【高齢者保健福祉計画の部】

計画目標の実現のための施策を以下の8つとして、具体的な取組を進める。

- 1 サービス基盤の整備
 - ①在宅サービスの充実
 - ②施設・居住系サービスの充実
- 2 サービスの質的向上
 - ①ケアマネジメント機能の強化
 - ②担い手の育成支援と確保のための支援
 - ③特別養護老人ホーム等の居住環境の向上と円滑な施設サービスの提供
 - ④ 情報提供の促進
 - ⑤問題解決の仕組みの整備
- 3 積極的な社会参加の促進
 - ①生きがい活動の支援
 - ②雇用支援対策の充実
 - ③世代間相互の理解と交流支援
- 4 認知症高齢者支援の充実
 - ①認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
 - ②認知症介護サービス基盤の整備
- 5 権利擁護の推進
 - ①虐待防止の取組
 - ②権利擁護の取組
 - ③高齢者の消費者被害防止ネットワークの推進
- 6 介護予防・健康づくりの総合的推進
 - ①地域包括支援センターや介護予防センターの機能充実と適正運営
 - ②高齢期の健康づくり
- 7 地域ケア体制の充実
 - ①地域包括支援センター・介護予防センターを核とした地域ケア体制の整備
 - ②医療と介護の連携
 - ③生活支援サービスの充実
 - ④市民まちづくり活動の支援
 - ⑤難病患者などに対する地域の支援
- 8 生活環境の整備
 - ①高齢者が住みよいまちづくり
 - ②高齢者向け住まいの充実
 - ③冬期間の生活環境の整備
 - ④大規模災害への備え
 - ⑤防火や交通安全の対策
 - ⑥介護・福祉などに関連した産業の振興

【介護保険事業計画の部】

介護保険制度の円滑な運営にあたっては、以下の4つに重点を置いた取組を進める。

- 1 適切な事業運営
 - ①保険料の適切な賦課・徴収
 - ②公平公正な要介護・要支援認定
 - ③保険給付の適正化とサービスを利用しやすくするための取組
 - ④地域支援事業の推進
- 2 サービスの見込量の確保
 - ①施設・居住系サービスの整備
 - ②居宅サービス・地域密着型サービスなどの量の確保
 - ③新サービスの円滑な導入
 - ④地域支援事業のサービス量の確保
- 3 安定的な財政運営
 - ①安定的な介護保険財政の運営
 - ②介護保険料水準の適切な設定
- 4 低所得者等への配慮
 - ①保険料のきめ細かい段階設定と減免制度の実施
 - ②利用料負担の軽減

7. その他

介護保険事業計画の部では、計画期間である3年間における被保険者数・要介護等認定者数の推計などに基づいて介護保険のサービスに要する費用を見込み、その費用をまかなうために必要な第1号被保険者（65歳以上）が負担する保険料の額を定めている。

- ・第1号被保険者数457,021人、要介護等認定者数89,151人（いずれも平成26年度）
- ・介護保険のサービスに要する費用は、約3,391億円（3年間累計）
- ・必要な費用をまかなうために、平成24～26年度の第1号保険料の基準月額額は4,656円とする。
- ・平成21～23年度の第1号保険料の基準月額額は4,130円なので、これと比較すると12.7%の上昇となる。

「さっぽろ障がい者プラン」の概要

1. 現状と課題

① ニーズの高度化・多様化

- ・個々の障がいの状況やライフステージに応じた支援が求められている。
- ・重度障がいのある方に対する支援の充実が求められている。
- ・法定サービスのみでは対応が困難。

② 障がい者施策の動向

- ・国における障がい者制度改革の動きが加速。
- ・地域生活移行・一般就労移行への取組のさらなる充実が求められている。
- ・サービス提供基盤の一層の充実が求められている。

③ 市民自治の推進

- ・地域のボランティアや関係団体、事業者等との連携による支援が必要。

2. 計画の目的

① 障がい者保健福祉計画の部

根拠法：障害者基本法

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるもの。

② 障がい福祉計画（第3期）

根拠法：障害者自立支援法

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるもの。

3. 計画期間

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 障がい者保健福祉計画 | 平成24年4月から平成30年3月まで（6年間） |
| ② 障がい福祉計画 | 平成24年4月から平成27年3月まで（3年間） |

4. 基本目標等

【基本理念】

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

【計画目標】

- ① 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- ② 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- ③ 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- ④ 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

【主な数値目標】

- ① 入所施設の入所者の地域生活への移行 760人（平成17年10月から平成27年3月まで）
- ② 福祉施設から一般就労への移行 200人（平成26年度の1年間）

5. 重点施策

（１）主要な取組

分野1：理解促進

- ・啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- ・公共サービス従事者などに対する理解促進
- ・障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
- ・ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

分野2：生活支援

- ・個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- ・施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- ・福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- ・地域福祉を担う人材育成・確保

分野3：保健・医療

- ・障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
- ・障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- ・精神保健・医療の充実

分野4：生活環境

- ・バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- ・雪対策、災害時等の安全対策の推進

分野5：教育・育成

- ・ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- ・早期療育の充実
- ・学校教育の充実
- ・卒業後の支援

分野6 雇用・就労

- ・個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- ・雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）
- ・福祉施設から一般就労への移行推進

分野7 情報・コミュニケーション

- ・情報バリアフリー化の推進
- ・情報提供の充実
- ・コミュニケーション支援体制の充実

（２）主な障害福祉サービスの見込量（計画案の段階であり、修正があり得る）

①訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護	利用人数	4,195	4,660	5,175
	時間/月	140,370	154,030	168,580

②主な日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	利用人数	4,440	4,670	4,900
	人日/月	84,360	88,730	93,100
就労移行支援	利用人数	430	470	510
	人日/月	7,960	8,700	9,400
就労継続支援 （B型）	利用人数	2,680	2,920	3,160
	人日/月	46,100	50,220	54,350

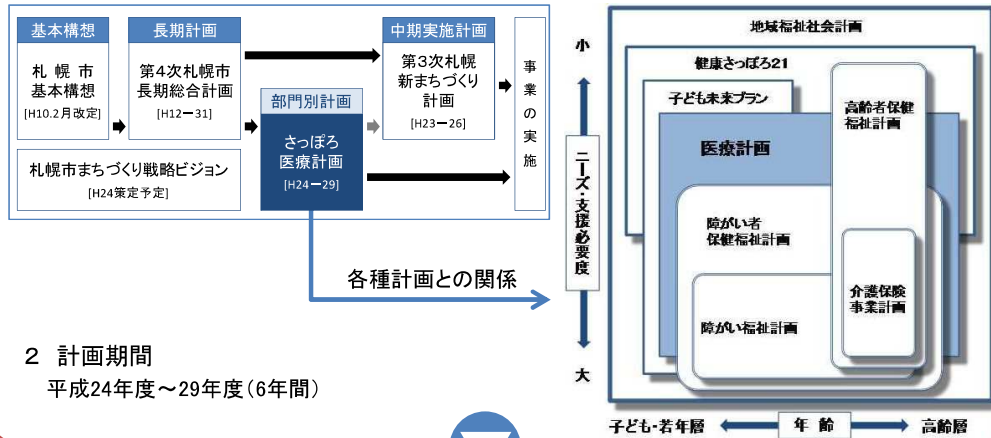
③主な居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活介護 共同生活援助	利用人数	1,940	2,230	2,520

「さっぽろ医療計画」の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ



2 計画期間

平成24年度～29年度(6年間)

第2章 札幌市の医療の現状と課題

1 課題と取組の方向性

課題の項目	取組の方向性
(1) 社会・経済環境の変化への対応	① 高齢化・少子化への対応 - 医療体制の強化 - 医療と介護の連携強化 - 周産期・小児医療の充実
	② 市民の疾病状況・疾病動向の把握 - 医療情報の収集・分析手法の確立 - 健康づくり・疾病予防・早期発見の促進 - 健康診断受診の促進
	③ 市民の多様な医療ニーズへの対応 - 各世代を通じたかかりつけ医等の普及 - 医療情報の提供と相談窓口機能の充実 - ライフステージ等に応じた医療学習の促進
	④ 地域と医療の連携の強化 - 身近な医療機関情報の提供 - 在宅や介護施設における医療の充実 - 地域包括ケアの仕組みにおける医療機能の強化
(2) 高度に集積した医療機能の有効活用	① 病院と診療所の連携の強化 - 病院と診療所の機能分担と連携の促進 - 医療連携を推進するための情報基盤の整備
	② 救急医療システムの充実 - 救急医療体制の継続的な運用 - 救急医療の情報提供・相談機能の強化 - 救急医療の適切な利用の促進
	③ 災害時の医療体制の充実 - 大規模災害時における医療救援体制の強化 - 被災地域の医療救援体制の整備
(3) 北海道の医療拠点としての役割強化	① 広域的な医療連携の推進 - 広域的な医療提供体制の充実 - 救急医療・高度医療等の体制の強化 - 道内の地域医療を支援する取組の推進

第3章 計画の目標と重点 / 第4章 目標の実現に向けた施策

1 目標と施策の体系

基本理念	目標	施策	取組内容
市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療システムの確立	目標1 安心を支える医療システムの構築	(1) 救急医療機能のさらなる充実と適切な利用の促進	○ 救急医療体制の安定的な運用 ○ (仮称) 救急安心センターさっぽろの開設 ○ 救急医療の適切な利用の普及啓発
		(2) 医療機関相互及び介護施設との連携強化	○ 医療機関の連携の強化 ○ 診療所のかかりつけ医機能の強化 ○ 地域医療連携パスの普及促進 ○ 医療機関と介護施設の連携強化
		(3) 医療安全対策の推進	○ 医療機関の医療安全対策の促進 ○ 医療安全相談窓口の充実
		(4) 災害時医療体制の強化・広域連携の推進	○ 大規模災害時の医療救援体制の強化 ○ 救急医療等の広域連携機能の強化
	目標2 地域と結びついた医療の強化	(1) かかりつけ医などの普及促進と地域医療機関の連携	○ かかりつけ医・歯科医・薬局の普及促進 ○ 診療所や病院の地域ネットワークの形成
		(2) 在宅療養を支える医療の強化	○ 在宅医療支援体制の強化 ○ 訪問診療・訪問看護の充実
		(3) 地域包括ケアにおける医療の充実と医療・介護の連携促進	○ 地域包括ケアにおける医療の充実 ○ 医療・介護の連携促進
		(4) 地域の医療を支える人材の育成・活用	○ 訪問看護師等の人材育成 ○ 医療アドバイザー制度の創設
	目標3 市民の健康力・予防力の向上	(1) 医療・保健に関する情報発信と普及啓発の強化	○ 市民の健康診断受診の促進 ○ 健康や予防に関する普及啓発 ○ 疾病に関する知識などの情報発信 ○ 医療に関するセミナー等の開催
		(2) 医療に関する相談機能の充実と広報の強化	○ 医療相談体制の充実・強化 ○ さっぽろ医療ガイドの作成 ○ 医療機関情報システムの活用
		(3) 医療・保健・福祉の相談窓口の連携強化	○ 医療・介護の相談・連携体制の強化 ○ 医療・保健に関する相談・連携体制の充実
		(4) 医療情報分析手法の構築と情報の共有化	○ 医療情報分析手法の構築 ○ さっぽろ医療白書の作成

第5章 計画の推進に向けて

1 札幌市・医療機関・市民に求められる役割

	札幌市	医療機関	市民
目標1	医療機関と協働した医療連携システム構築を推進する。救急医療や医療安全等の相談窓口を充実・強化する。	診療所と病院の連携、医療と介護の連携など、市民の疾病に応じた医療を提供することのできる医療連携システムを構築する。	身近なかかりつけ医や相談窓口などを通して、疾病や症状などに応じた適切な医療機関を利用する。
目標2	地域における医療の充実に向けて、医療・保健・福祉分野の多様な主体の連携や実践活動を支援・促進する。	かかりつけ医の普及や在宅医療の充実、医療・介護連携サービスの提供など、地域に身近な医療機能を強化する。	健康づくり、介護予防、高齢者世帯の見守りや生活支援活動など、市民が支え合う互助活動に取り組む。
目標3	各相談機能の充実や市民に対する健康診断受診や疾病予防の促進、医療の実態などの分析を行う医療情報分析手法を整備する。	健康づくりや疾病予防に関するセミナー開催などによる市民への情報提供に取り組む。	定期的な健康診断の受診、日頃の健康づくりや生活習慣の改善など、疾病の早期発見や予防に取り組む。

2 計画の進行管理

中間評価(平成26年度)	最終評価(平成29年度)
- 施策の実施状況や成果、課題などについて中間評価 - 必要に応じて計画期間後半(平成27年度～29年度)における施策の見直し・重点化	- 有識者・専門家等の参加のもとで、施策の実施状況や成果、課題などについて最終評価、公表 - 第二ステップ(平成30年度以降)における計画の策定

3 成果指標

目 標	成果指標	
	指標項目	内容と目標値(平成29年度)
目標1 安心を支える医療システムの構築	(1) 救急安心センターの認知度	新たに開設する(仮称)救急安心センターさっぽろの市民の認知度 ⇒50%以上
	(2) 地域医療連携パスの普及度	地域医療連携パスを導入している医療機関数 ⇒50医療機関以上(平成23年度:19医療機関)
	(3) 病院内の患者相談窓口の設置率	病院における医療安全等に関する患者相談窓口の設置率 ⇒98%以上(H23年度:93%)
	(4) 救急医療等の連携自治体数	(仮称)救急安心センターさっぽろなど医療に関する連携自治体数 ⇒8自治体以上
目標2 地域と結びついた医療の強化	(1) かかりつけ医の普及度	かかりつけ医を決めている市民 ⇒70%以上(平成21年3月市民アンケート調査:51.4%)
	(2) 在宅療養支援医療機関の普及度	在宅療養支援医療機関数 ⇒147か所以上(平成23年10月1日現在:137件)
	(3) 地域医療連携モデル事業の実施・波及地域数	地域医療連携モデル事業の実施・波及地域数 ⇒3地域以上
	(4) 医療アドバイザー制度への登録人数	新たに創設する医療アドバイザー制度への登録人数 ⇒10人以上
目標3 市民の健康力予防力の向上	(1) 市民の健康診断の受診率	毎年健康診断を受けている市民 ⇒70%以上(平成21年3月市民アンケート調査:60.5%)
	(2) さっぽろ医療ガイドの普及度	新たに作成するさっぽろ医療ガイドを知っている、または活用したことがある市民 ⇒50%以上
	(3) 医療相談窓口の認知度	産婦人科救急、精神科救急、医療安全等の医療相談窓口の市民の認知度 ⇒50%以上
	(4) 医療情報分析手法の利用度	医療情報分析が掲載されているさっぽろ医療白書(新規作成)を利用している医療機関 ⇒25%以上

「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」の概要

1. 現状と課題

急速な少子高齢化の進行を受けて、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する」ことを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成15年7月に成立し、平成17年度からの10年間に於いて次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が、全国の各市町村に義務付けられた。

札幌市は、行動計画の先行策定市町村として、平成21年度までの次世代育成支援対策推進行動計画「さっぽろ子ども未来プラン」(前期計画)を、平成16年9月に策定し、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の理念のもと、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを進めてきた。

前期計画期間の中で、取り組みは着実に推進されてきたところであり、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5年前と比較すると就学前の児童を持つ親、小学校低学年の児童を持つ親のいずれも10ポイント近く減少した。

しかしながら、札幌市の合計特殊出生率は長期的にみて低下傾向にあり、少子化に歯止めがかかっていない。

また、子育てに対する不安や負担を感じている親は、5年前より減少しているものの依然として多いことなどから、子育て家庭をより一層支援していくことが必要とされているほか、「児童虐待」や「いじめ・不登校」といった問題が深刻化していることなどを受けて、子どもの豊かな育ちを支える取り組みが求められているところである。

札幌市では、前期計画の取り組みを引き続き継続しながら、現在の社会情勢や市民ニーズ、さらには、平成21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(子どもの権利条例)の趣旨を踏まえ、平成22年度からの5年間に集中的に取り組む行動計画である「さっぽろ子ども未来プラン」(後期計画)を策定した。

2. 計画の目的

計画を策定する契機となった「次世代育成支援対策推進法」は、急激な少子化を受けて制定されたものである。しかし、「結婚」や「出産」を含めた「個人の生き方」は、一人ひとりが選ぶものであり、社会が強制するものではない。

行政が担うべき役割は、市民の考える「理想の子どもの数」と「現実の子どもの数」のギャップを少しでも小さくするために、その阻害要因を取り除き、生み育てる過程における「不安・負担を軽減」し、生まれた子どもが「豊かに育つ」ことができるように環境を整えることである。そのような環境づくりのためには、多様な生き方から生まれる様々なニーズへのきめ細やかな対応とともに、子どもが育っていくライフステージに対応した取り組みが求められる。

また、各種制度の構築だけでなく、親が子どもを育てることを支援する「子育て支援」・子どもが自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」は、社会を構成する様々な立場の人・機関の理解がなければ、実効性のあるものにならない。社会全体が「子どもを生み育てやすいまち」を目指す、そのような意識の共有に向けた普及啓発が必要とされている。

札幌市では、このような総合的な環境整備の結果として、市民の「子どもを生み育てたい」という意識が高まり、出生率が長期的に向上していくことを目指している。

3. 計画期間

平成22年度から平成26年度までとする。(5年間)
なお、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表するとともに、可能な限り新たな施策を随時取り入れて充実を図っていく。

4. 基本目標

【基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり】

子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、家庭や学校、地域における子どもの豊かな育ちを支える環境づくりと、重大な権利侵害である虐待の防止を目標とする。

【基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり】

安心して妊娠・出産できる体制や母親と子どもの保健・医療の体制の確保と、これから親になる若い世代が心身ともに健康に成長できることを目標とする。

【基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり】

ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発や、保育所・保育サービスの充実を中心とした「仕事と子育ての両立」を目標とする。

【基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり】

地域の子育て支援体制、相談・支援体制、経済的な支援など、すべての子育て家庭を視野にいれた支援体制の充実を目標とする。

【基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり】

家庭で養育できない事情のある子どもに対する「社会的養護」の取り組み、障がいのある子どもへの支援、ひとり親家庭への支援など、個別のニーズに応じた支援を充実させることを目標とする。

【基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり】

次代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら、豊かに成長できるよう、学校教育の充実や多様な体験機会を提供するとともに、地域全体が子どもをはぐくむ環境となるような取り組みの充実を目標とする。

【基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり】

子育て家庭が快適に暮らすためのバリアフリーに配慮した環境整備や、交通安全・犯罪防止などの安全・安心面の体制づくりを目標とする。

5. 重点施策

さっぽろ子ども未来プランでは、施策体系に基づき、約200の事業を掲載し、その中でも重点的に取り組む以下の30の事業を「重点項目」としている。

【基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり】

- 子どもの権利に関する推進計画の策定
- 子ども参加の促進
- 子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実
- 子どもの権利の救済(子どもアシストセンター)
- 児童福祉相談・支援体制の強化
- 要保護児童対策地域協議会
- 母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)

【基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり】

- 家庭的な養育環境の整備
- 特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携
- 特別支援教育の推進体制の充実

【基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり】

- 未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業
- 妊婦支援相談事業
- 不妊治療支援事業
- 産婦人科救急医療運営事業
- 乳幼児健康診査の充実

【基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり】

- 札幌らしい特色ある学校教育の推進
- いじめ、不登校、虐待等関連事業
- 放課後の居場所づくりの推進
- 学校・地域連携事業

【基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり】

- ワーク・ライフ・バランス推進事業
- 認可保育所等整備事業
- 就労形態に応じた多様な保育サービス
- 病児・病後児への保育サービス

【基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり】

- 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業

【基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり】

- 地域での子育てサロン
- 企業・団体と連携した多様な子育て支援事業
- 一時預かり事業
- 区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業
- 児童家庭支援センター運営費補助事業
- 奨学金

6. 計画展開の基本的視点

■視点1 子どもの視点

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進める。

■視点2 次世代を育成する長期的な視点

次代の親となる子どもたちが、健やかに育ち、豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視点に立った取組を進める。

■視点3 社会全体で支援する視点

すべての市民が連携・協力して、子どもと子育て家庭を社会全体が支援する視点に立った取組を進める。

「札幌市子どもの権利に関する推進計画」の概要

1. 現状と課題

市民等の意識から見る子どもの現状（アンケート結果から）

○子どもの参加について（地域行事％：札幌市政％）

- ・大人の『参加すべき』（66.4：55.3）に比較し、子どもの『（意見を）言うことができる』（23.0：15.8）が低く、意見表明・参加が十分ではない。
- ・子どもの『特に言いたいことがない』（40.6：44.4）が4割と、参加に対する子ども自身の意識は決して高いものとはいえない。

○いじめや不登校の現状について

- ・「今、いじめられていると思う」と回答した割合は年々減少しているものの、なお8％の子どもがいじめられていると感じている。
- ・小中学生合わせて、1,600人を超える児童生徒が、不登校の現状にある。

○子どもの権利の侵害について

- ・子どもの権利が『守られている』と回答した割合は、大人と子どもがほぼ同じ割合（大人48.4％ 子ども48.3％）である半面、『守られていない』は大人が15.4％、子どもが21.3％と、子どもの方がより守られていないと感じている結果となっている。

子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

- 1 地域等における子どもの意見表明・参加の機会の拡充
- 2 子どもの居場所の充実
- 3 子どもの権利の侵害への速やかな対応
- 4 子どもの権利についての理解促進

2. 計画の目的

基本理念「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」（趣旨）

「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、全ての子どもは、生まれたときから権利の主体として、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくことを、大人の責務として明記している。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会とのさまざまな関わりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていく。

豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指す。

3. 計画期間

平成23年度から平成26年度までとする。（4年間）

4. 基本目標

基本理念を実現し、意見表明や参加などの経験を通して、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり、子どもの権利の侵害からの速やかな救済、子どもの権利についての理解促進を図るため、4つの基本目標を設定し、施策を進めていく。

【基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進】

【基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり】

【基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済】

【基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上】

5. 重点施策

【基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進】

- 基本施策1 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり
 - ・子どもサポーター養成講座修了者の活用
 - ・出前講座の活用
- 基本施策2 子どもの参加の機会の充実と支援
 - ・「子ども運営委員会」の拡充
 - ・学校教育における子どもの参加の推進
 - ・「子ども企画委員会」の設置
 - ・まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ
- 基本施策3 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援
 - ・札幌らしい特色ある学校教育の推進
 - ・まちづくり体験事業の推進
 - ・企業等と連携した職業体験機会の拡充
 - ・プレーパーク事業の推進

【基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり】

- 基本施策1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり
 - ・「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進
 - ・家庭的保育事業の実施
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・特別な支援を必要とする幼児への支援体制の充実
 - ・学校におけるいじめ対策
 - ・フリースクールなど民間施設との連携等
 - ・課題を抱える中学卒業後の子どもへの支援
 - ・放課後の居場所づくりの推進
 - ・青少年健全育成の取組への支援
- 基本施策2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり
 - ・中高生の居場所の充実
 - ・ボランティア体験事業の推進
 - ・プレーパーク事業の推進（再掲）

【基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済】

- 基本施策1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実
 - ・子どもアシストセンターの運営
 - ・学校におけるいじめ対策（再掲）
 - ・「（仮称）オレンジリボン協力員制度」の創設
 - ・「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進（再掲）
 - ・学校における児童虐待の早期発見・早期対応
- 基本施策2 権利侵害を起こさない環境づくり
 - ・人権教育の推進
 - ・お互いの違いを認め尊重する意識を醸成する機会の充実
 - ・保護者に対する育児支援
 - ・育児不安保護者への支援

【基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上】

- 基本施策1 子どもの権利に関する広報普及
 - ・メディアを利用した広報啓発
 - ・さっぽろ子どもの権利の日事業の実施
- 基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援
 - ・出前事業の実施
 - ・保育所職員への研修の実施
 - ・子どもの権利に関する教職員研修の充実
 - ・子どもの権利に関する学習資料の作成
 - ・学校教育における子どもの参加の推進（再掲）

6. 計画展開の基本的視点

札幌市では、平成21年4月に施行した「子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」の理念に基づき、子どもが健やかに成長・発達できるよう、子どもの権利の保障に向けた取組を進めている。条例では、施策を進めるに当たり、子どもの権利に関する総合的な推進計画を策定することと規定している。この計画は、札幌市の取組や子どもの生活の場での権利保障を具現化するために、子どもの意見表明、さまざまな体験機会の充実など、子どもの権利を保障するという視点から、関連する取組を整理・促進する内容となっている。

7. その他

計画の推進に当たっては、全ての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切である。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していく。

「札幌市児童相談体制強化プラン」の概要

1. 現状と課題

- 相談件数、特に虐待相談は年々増加、札幌市はネグレクトの割合が多く、孤立する家族を総合的に支援していく視点が重要 ⇒ 課題：子どもを守る「地域力」の向上
- 身近な場所での相談、家族支援を含めた機能が求められている ⇒ 課題：児童相談所と区役所との役割分担
- 児童相談所は夜間休日でも常に相談対応できる体制が重要 ⇒ 課題：24時間対応できる体制の整備
- 地域の相談機関である児童家庭支援センターや、学校・保育所等との連携体制のより一層の強化
⇒ 課題：区要保護児童対策地域協議会の活用等による連携体制の構築
- 被虐待児等の心理的なケアには、家庭的な養育環境が望ましい
⇒ 課題：適切な「家庭的な養育環境」を提供できる社会的養護体制を市内に拡充
- 保護者から適切な支援を受けられない施設退所児童の社会的自立が難しい状況
⇒ 課題：就労支援を含めた、社会的自立を支援する体制の整備

2. 計画の目的

少子高齢化や核家族化が進行するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭での養育機能が著しく低下し、虐待をはじめとした要保護児童相談が急増しその内容も多様化・深刻化している。虐待は、生死に関わる重大な子どもへの権利侵害であることから、子どもの権利が守られ、未来を担う大切な存在として子どもを健全に育て、社会全体で支えていく環境を整えていくことが重要である。

虐待等の子どもを取り巻く課題に対応するためには、児童福祉の最前線である児童相談所が量的・質的に充実し、その専門性についても高度化を進めていく必要があることから、札幌市社会福祉審議会からの意見具申（「札幌市児童相談所のあり方について」）の趣旨を踏まえ「札幌市児童相談体制強化プラン」を策定。

本プランは、中長期的に継続して取り組む施策の方向性を示すとともに、それを実現するための具体的な取組を明らかにしたものであり、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」及び「子どもの権利に関する推進計画」と連動しながら取組を進めていくものである。

3. 計画期間

平成23年度から平成26年度まで（4年間）を推進期間と位置づけ、実施可能なものから早期に着手していく。

4. 基本目標

【基本理念】

虐待等から子どもの権利を守り、地域全体で子どもを健やかにはぐむ体制を確立する。

【今後の方向性】

「児童相談所の単独設置の維持・専門機能の向上と区役所における相談・対応機能の充実」

上記基本理念を実現するために、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」及び「札幌市子どもの権利に関する推進計画」と連動しながら、虐待をはじめとする子どもに関する諸問題の対応について中核的な機関である児童相談所がその専門機能をより一層強化していくためには、施設・整備の拡充や体制強化のみならず、区役所との役割分担を明確にしながら、地域や関係機関とのより強固な連携体制の構築を進め、更には、責任を持って要保護児童を育てていくための社会的養護体制の整備等を下記の5つの方向性に沿って一体的に進めていく必要がある。

- ① 区役所における相談・支援体制の強化
- ② 児童相談所の相談・支援体制の強化
- ③ 一時保護所の体制強化
- ④ 地域・関係機関との連携強化
- ⑤ 社会的養護体制の整備

5. 重点施策

（１）主要な取組

- ① 区役所における相談・支援体制の強化
「区家庭児童相談室の設置」～身近なワンストップ相談窓口～
- ② 児童相談所の相談・支援体制の強化
「子どもホットラインの設置」～24時間・365日の相談受付体制～
- ③ 一時保護所の体制強化
「一時保護所の定員拡充と環境整備」～定員の拡充と適切な環境確保～
- ④ 地域・関係機関との連携強化
「区要保護児童対策地域協議会の活性化」～地域の関係機関とのより強固な連携～
「オレンジリボン地域協力員制度の創設」～地域力の強化～
「不登校・引きこもり対策の強化」～社会との関わりを支援～
- ⑤ 社会的養護体制の整備
「里親委託等推進委員会の設置」～里親委託の推進と支援体制の充実～
「施設退所児童等への相談・就労支援」～社会的自立への支援～

（２）その他の主な取組

- 児童相談所の相談・支援体制の強化
 - ・障がい児相談体制強化に向けた検討
- 地域・関係機関との連携強化
 - ・地域での支えあいの推進
- 社会的養護体制の整備
 - ア 家庭的養育環境の整備と受け皿の拡大
 - ・ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の整備の促進等
 - ・施設におけるケア単位の小規模化の促進（児童養護施設の改築）
 - イ 施設に入所している子どもへのケアなどの支援強化
 - ・「スタディメイト（学習支援等ボランティア）」派遣
 - ・子どもの権利擁護の取組

6. 計画展開の基本的視点

区役所（身近な相談機関）・地域資源（児童福祉施設、児童家庭支援センター、学校、民生・児童委員等）及び児童相談所（児童福祉相談の専門機関）との①役割分担、②情報の共有、③有機的な連携を通じて、子どもの最善の利益の向上を目指す。

7. その他

○ 第3次札幌新まちづくり計画の追加・補強

社会的包摂の役割を担う地域資源として子どもに関する専門知識を有する施設を整備し、地域力の向上を図る。

① 情緒障害児短期治療施設の創設

市内の児童養護施設入所児童の5割以上が虐待を受けた子ども、約6割が知的障がいや発達障がいの児童が占めている現状で、施設での対応にも限界がある。そのような子どもを入所又は通所により心のケア・治療を行うための標記施設を1か所札幌市内に創設し、困難を抱えた子どもやその家族への支援の充実を図る。

（道内1か所：伊達市）

② 老朽化した児童養護施設の建替え

「子ども未来プラン（後期計画）」・本プランに計上し、第3次新まちづくり計画において、児童養護施設の機能強化（老朽施設の建替えに合わせたケア単位の小規模化）1か所（H26年度）が認められたところであるが、同様に老朽化している児童養護施設の建替えを実施し、ケア単位の小規模化、地域に開かれた施設として困難を抱えた子どもやその家族への支援の充実を図る。

「札幌市教育推進計画」の概要

1. 現状と課題

経済の停滞や国際化、情報化の進展など社会全体が大きく変化し、急速に都市化や少子化が進んでいる札幌市において、子どもたちにどのような教育環境を提供できるかが課題となっている。

○ 学校教育の現状と課題

＜現状＞

- ・児童生徒数の減少、小規模化
- ・少人数指導や総合的な学習の時間
- ・いじめや不登校の増加傾向
- ・少年非行の低年齢化、凶悪化、粗暴化、補導人員の増加傾向
- ・低学年での「学級崩壊」
- ・体格向上と体力・運動能力の低下

＜課題＞

- ・子どもの人間関係の固定化
- ・選択教科等のメニューの減少
- ・学校、家庭、地域の連携
- ・教員の指導力の向上
- ・開かれた学校づくりの推進
- ・様々な教育課題に対応する組織

○ 家庭、地域の現状と課題

＜現状＞

- ・核家族化の進展
- ・地域意識の希薄化
- ・子どもたちと地域のかかわりの現象
- ・学校でのしつけや健康管理

＜課題＞

- ・家庭の教育力の低下
- ・地域全体での教育
- ・学校、家庭、地域の役割の確認
- ・学校、家庭、地域の連携

2. 計画の目的

主に義務教育期間における小・中学生の教育に関する改革プログラムを提示することにより、将来の札幌市を担う子どもたち一人一人の個性や特性を伸ばし、新しい時代を創造する豊かな人間性を育むとともに、学校、家庭、地域が連携した新しい教育のあり方を踏まえた教育改革を推進し、本市の特色ある教育を実現するための指針とする。

3. 計画期間

平成16年度から平成25年度までとする。（10年間）

4. 基本目標

子どもたちを育むための施策として、知・徳・体を充実することを目指し、そのために必要な新たな教育システムづくりを進めることを4つの柱とし、これに基づき、教育改革を進める。

○ まなび【知】の充実

子どもたちの興味・関心を引き出す、より良い教育を目指す。

○ こころ【徳】の充実

学校、家庭、地域の連携により、豊かな人間性を育むことを目指す。

○ からだ【体】の充実

健康なからだづくりのため、生活習慣の改善と運動の充実を目指す。

○ 新たな教育システム

教育改革を支える新たなシステムの構築と開かれた学校を目指す。

5. 重点施策

子どもたちを育む施策としての4つの柱に基づき、60の具体的な教育改革プログラムを示している。

1 まなび【知】の充実 [14プログラム]

（プログラム名）

- (1) 個に応じたきめ細かな指導の充実（指導体制・指導方法の工夫・改善、特別支援教育の充実等）
- (2) 学ぶ意欲の向上（進路指導の充実、読書活動の充実等）
- (3) 総合的な学習の時間の充実（総合的な学習の時間と教科学習との連携等）
- (4) 社会の変化や課題に対応した教育の推進（国際理解教育・情報教育・環境教育・司法教育の推進）

2 こころ【徳】の充実 [11プログラム]

- (1) 学校、家庭、地域の連携（家庭教育事業の実施等）
- (2) 体験的な学習の充実（体験的な学習機会の充実等）
- (3) 道徳性の育成（道徳性の育成）
- (4) 人権教育の推進（学校における人権教育の充実、児童虐待の防止）
- (5) 生徒指導の充実（いじめや不登校に対する対応、教育相談の充実等）

3 からだ【体】の充実 [6プログラム]

- (1) 健康教育の充実（健康な身体づくり学習の充実、食に関する指導の充実等）
- (2) 学校体育と運動部活動の充実（学校体育の充実等）
- (3) スポーツをする機会、スポーツに親しむ機会の提供（スポーツをする場の提供）

4 新たな教育システム [29プログラム]

- (1) 開かれた学校、開かれた教育委員会の推進
 - ① 広報・広聴機能の充実（教育情報の発信、広聴機能の充実）
 - ② 外部評価を含めた学校の評価システムの確立（学校評価システムの確立等）
 - ③ 学校の安全管理と安全教育の充実（安全な学校づくり）
 - ④ 学校休業時の施設開放の推進（休業時の学校施設の利用体制の確立等）
- (2) 教育環境の整備
 - ① 学校支援制度の拡充（外部人材の活用の推進、学校運営の特色等に合わせた予算の執行等）
 - ② 教職員の資質の向上（教職員の指導力の向上と研修機会の充実等）
 - ③ 学校規模の適正化と施設整備の推進（学校規模の適正化の推進、学校施設の計画的な整備）
- (3) 新しい教育制度の検討（校種を越えた学校間の連携等）

6. 計画展開の基本的視点

教育推進計画は、本市における教育改革の方向性と施策を示すものであり、この方針に従って、個別の教育改革プログラムを策定し、順次実行している。個別の教育改革プログラムについては、毎年度、「個別事業調書」を作成し、ホームページ等に掲載して進捗状況を公表している。

また、本市の教育については、長期的な理念や方向性を示す「目標及び指針」を掲げており、本計画は、それに対応する個別計画（幼児教育・義務教育・高等学校教育・特別支援教育・生涯学習）のひとつとして、主に義務教育期間における小・中学生の教育を対象とする計画として位置づけられている。

7. その他

平成18年改正の教育基本法により、地方公共団体は地域の実情に応じ、「教育振興基本計画」を定めるよう努めることとされており、本市としては、上記の「目標及び指針」とそれに対応する個別計画を体系的に結びつけ、この総体をもって基本計画としているが、国の「第2期教育振興基本計画」の策定や、個別計画の改定時期等を勘案し、平成24～25年度に本市の基本計画の抜本的な見直し検討を行い、平成26年度実施を目処に、現行の個別計画を一本化し、施策体系を再構成した新計画を策定する予定である。

「札幌市若者支援基本構想」の概要

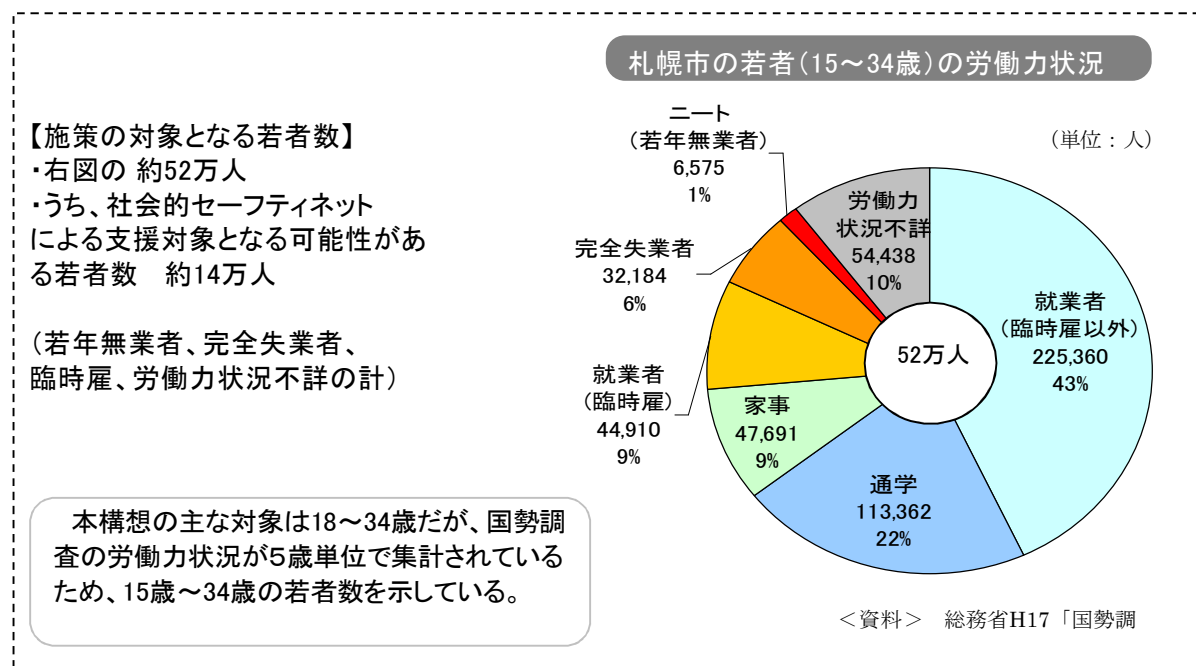
1. 若者支援の必要性

- まちづくりの担い手としての若者の地域社会への参画、引きこもり、ニートと呼ばれる若者の社会人としての自立、非正規雇用の若者の安定した生活の確保が求められている。
- 将来の安定的な収入が見込みにくい若者の増加は将来の税収にも影響する。
- 大都市特有の複雑な若者問題を抱える札幌市にとって、現代の若者の抱える新たな課題に対応できる施策を構築し、若者の社会参加や安定した就労及び自立を支援することが、今後の行財政運営において重要な要素となる。

2. 若者支援施策の目標

- 施策の目標を「明日の社会を担う若者の社会的自立の実現」とする。若者が夢を語り、次代を担っていけるような新しい施策の枠組みを構築し、若者の社会参加と自立を支援する。
- 若者の社会的自立に向けて、コーディネーターとなる若者支援専門員が、地域の社会的資源(学校、民間団体、行政機関等)を活用しながら、「社会的セーフティネット」、「若者同士の交流、仲間づくり」、「社会参画」の3つの視点で若者の活動を支援する。

※ 対象は社会的自立に向けて支援が必要なすべての若者とする。
対象年齢は主に18歳から34歳までとする。



3. 計画期間

平成31年度までの取組期間に若者支援施策の枠組みを構築。

4. 「さっぽろ若者支援ネットワーク」の構築

○若者の社会的自立を総合的に支援するため、以下の施設・機能から成る「さっぽろ若者支援ネットワーク」を構築する。

- ① **若者支援総合センター**：若者支援専門員が、課題を抱えた若者に個別の支援を行い、社会的セーフティネット(安全網)の役割を果たす中核施設
- ② **若者活動センター**：若者支援専門員が、若者同士の交流、仲間づくりや社会参加のきっかけづくりを行う地域ごとに設置する施設
- ③ **若者支援協議会**：支援組織間の連絡調整や、若者についての情報交換、全市的な事業の企画を行い、若者の自立を側面から支援する機能

